

公益財団法人高知県人権啓発センターの評議員及び 役員の報酬並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人高知県人権啓発センター(以下「この法人」という。)の定款第13条及び第28条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれた者をいう。
- (2) 役員とは、定款第22条に基づき置かれた理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号で規定する報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴う旅費(駐車料金・宿泊費を含む。)をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、評議員及び役員の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。ただし、職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)及び職員の退職手当に関する条例(昭和28年高知県条例第59号)の適用を受ける者を除くものとする。

2 評議員及び役員には、退職手当を支給しないものとする。

(報酬の決定)

第4条 評議員の報酬は、定款第13条の規定に基づき別表第1「評議員の報酬」に定める金額とする。

2 常勤役員の報酬は、高知県の公社等外郭団体の役職員の報酬及び給与に関する調整資料の例により理事長が別に定める。

3 非常勤役員の報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める金額とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、職務執行があった日から遅滞なく支給するものとする。ただし、前条第2項で定める報酬は、公益財団法人高知県人権啓発センターの職員の給与及び旅費に関する規程の例により月額をもって支給するものとする。

(費用)

第6条 評議員及び役員が職務執行に当たって負担した費用は、高知県の職員の旅費に関する条例(昭和29年高知県条例第36号)の適用を受ける高知県の職員の例によりその実態に応じ遅滞なく支給するものとし、また前払いを要するものについては、前もって支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給するものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 (平成24年4月1日)

この規程は、公益財団法人高知県人権啓発センターの設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月26日から施行する。

別表第1 (第4条第1項関係)

評議員の報酬

役 職 名	報酬の額
評 議 員	各年度の総額 500,000円を超えない範囲内
	評議員会等の出席の都度 謝金として一人一律 9,000円

別表第2 (第4条第3項関係)

非常勤役員の報酬

役 職 名	報酬の額
理 事	理事会等の出席の都度
監 事	謝金として一人一律 9,000円